

三重ガイドラインGAP認証審査委員会設置要領

(目的)

第1条 三重ガイドラインGAP認証制度実施要綱（以下、「実施要綱」という）第9条の規定により、三重ガイドラインGAP認証の審査を行うことを目的として、「三重ガイドラインGAP認証審査委員会（以下、「審査委員会」という）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、実施要綱第7条の規定により申請のあった内容が、実施要綱第5条の規定する管理点とその適合基準に則しているかなどを、地域農業改良普及センターが実施要綱第8条に基づき実施する現地確認の結果などを考慮して、審査し、認証の可否等を意見する。

(構成)

第3条 審査委員会は別表に掲げるもので構成する。

(組織運営)

第4条 審査委員会の組織運営は、次のとおりとする。

- (1) 審査委員会の委員定数は、5名とする。
- (2) 審査委員会に、委員長を置き、委員会で委員の互選により決定する。
- (3) 委員長は、委員を総括する。
- (4) 審査委員会は、農産園芸課長が招集する。
- (5) 審査委員会は、定数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- (6) 農産園芸課長は、必要に応じ委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、農林水産部農産園芸課に置き、環境農業班においてその事務を行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、農産園芸課長が審査委員会に諮り決定する。

附 則

この要領は、平成29年9月29日から施行する。

この要領は、令和2年7月31日から施行する。

別紙

三重ガイドラインGAP認証審査委員会

【委員名簿】

所 属	役 職 名	氏 名
インターテック・ サーティフィケーション株式会社	審査員 (学識経験者)	三宅 正人
三重県農業協同組合中央会	課長	橋川 哲郎
J A事業サポートセンター	次 長	井ノ口 善章
フードイノベーション課	課 長	福島 頼子
農林水産部 農産園芸課	課 長	伊藤 敬

【オブザーバー】

所 属	役 職 名	氏 名
全国農業協同組合連合会三重県本部	営農対策課	家藤 愛梨
中央農業改良普及センター	副所長	高橋 武志